

町村週報

(町村の購読料は会費)
(の中に含まれております)

2774号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 山中昭栄：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<http://www.zck.or.jp>

大滝祭 (京都府宇治田原町湯屋谷 大滝)

(注)すでに合併により町村名がなくなつたところもあるが、敢えて合併前の町村名で記述した。

境も「デル都市」、掛川市の「生涯学習都市」、米子市の「田園プロジェクト」、北海道「セコ町の「まちづくり基本条例」、徳島県上勝町の「いりどり」、人吉市の「ひまわり亭」、福島県矢祭町の「合併しない町宣言」、最近では鹿児島県串良町の「やねだん」、村上市の「町屋のお雛さま巡り」、岩手県東和町の「新長屋」つばりなど、全国の「つばり」のようなまちづくりの事例に行き会ってきた(注)。

これらのもちづくりの素晴らしいところは、それぞれの活動の軸になる精神がしっかりと揺らがないうこと、そしてその結果、現在も連続と受け継がれているところである。山梨の宝石商の新人研修では、ヨーロッパに連れて行き徹底的に最高級の宝石だけを見歩くのだという話を伺ったことがある。これらのまちづくりの輝く宝石を、できれば現地で体感することで、心の眼を磨くことができる。またそれを語り継いでいくことが私の世代の務めであると思う。

コラム

まちづくりの宝箱

作新学院大学総合政策学部教授

橋立 達夫

北海道から沖縄まで、全国のまちづくりに関わる仕事をさせていだいて44年になる。当初はまた「まちづくり」という言葉さえなかった時代だったが、すでに昭和30年代初頭から近代のまちづくりの原点とも言つべき岩手県沢内村での村民の命を守る取り組みが始まっている。その後、福島県三島町の「ふるさと運動」、愛知県足助町の「三州足助屋敷」と「百年草」、丁芸運動、町田市の「23万人の個展」、大分県湯布院町の「クアオルト構想」、北海道池田町

の「十勝ワイン」、大分県大山町の「NPC運動」、長野市の「トオノピア」、長野県浪合村の「トンキラ光農園」、栃木県茂木町の「茂木シャインズ」と「美土里館」、長浜市の「黒壁」、長野県栄村の「田直し事業」と「下駄ばきヘルパー」、高知県馬路村の「ゆず加工」、熊本県小国町の「悠木の里」と「コミュニティ・プランニング」、横浜市の「都市デザイン」、愛媛県内子町の「街並保存」、村並保存」と「からり」、宮崎県綾町の「照葉樹林文化」、水保市の「環

活動

台風12号による被害に係る災害復旧に関する緊急要望を実施

—藤原会長はじめ被災3県の会長が参加—……………(2)

活動

「第30次地方制度調査会第1回専門小委員会」に藤原会長が出席……………(3)

政策

施設「基準」は条例に委任、寄附禁止規定も廃止

—第2次一括法が成立—……………(4)

情報

町村Navi……………(7)

情報

町村週報主要索引……………(8)

随想

自治の原点から、自治の発展へ……北海道奈井江町長 北 良治……………(11)

写真募集

京都府綴喜郡宇治田原町の湯屋谷地域の伝統行事「大滝祭」での写真です。

大変珍しい神事で、お神酒を飲ませたウナギを滝壺に放ち、その年の慈雨や水難除けを願います。

活 動

台風12号による被害に係る

災害復旧に関する緊急要望を実施

―藤原会長はじめ被災3県の会長が参加―

全国町村会

全国町村会は9月15日、8月31日から9月6日にかけて襲来した台風12号が紀伊半島を中心に甚大な被害をもたらしたことを受け、被災町村の災害復旧に関する緊急要望を行った。

本会からは、藤原忠彦会長（長野県川上村長）をはじめ、谷口友見政調委員（三重県大紀町長）小城利重政調委員（奈良県斑鳩町長）中山正隆政調委員（和歌山県有田川町長）の被災3県の会長が参加、

政府、国会、民主党、関係省庁の幹部に対し要請活動を行った。

要望については、被災町村の救助活動や復旧作業に際し、インフラ関係の被害が大きな障害となっており、加えて復旧に係る地方負担の増高に伴う町村財政の圧迫が懸念されることから、行方不明者の捜索・救助、孤立者の支援や激甚災害の早期指定など10項目について、早急に実現するよう求めている。

■民主党



▲樽床伸二 民主党台風12号災害対策本部 本部長代行（左から3人目）鈴木克昌 民主党台風12号災害対策本部 事務局長（左から2人目）

■内閣府



▲後藤 斎 内閣府副大臣（防災担当）（右）

■総務省



▲川端達夫 総務大臣（中央）

■国土交通省



▲津島恭一 国土交通大臣政務官（中央）

■参議院



▲松下新平 参議院災害対策特別委員長（中央）

活 動

「第30次地方制度調査会第1回専門小委員会」
に藤原会長が出席

全国町村会

9月15日、「第30次地方制度調査会第1回専門小委員会」が総務省において開催され、本会からは藤原会長（長野県町村会長・川上村長）が出席した。

会議では、地方自治法の一部を改正する法律案について、地方六団体の代表が意見を述べた後、意見交換が行われた。

藤原会長は、一部改正法律案の項目について、①直接請求制度において条例制定・改廃請求の対象から地方税の賦課徴収等を除外している規

定を削除することについては、多くの住民にとっては減税自体歓迎すべきものであるため、最終的には議会の議決に委ねられるとはいえ現実的な影響も大きいと考える。加えて、東日本大震災からの復興財源確保に伴う増税等税制の抜本改革に関する議論が本格的に進められようとしている今日、慎重な扱いが必要である。

②結果に拘束力のある住民投票制度の導入は、法形式的には二元代表制と相いれず、解散請求等既存の制度との関連を含め、代表制と住民意思との緊張関係について、なおきちんとした議論が必要である。



▲会議に出席した藤原会長

③極めてまれな限定的なケースまで想定して制度的な手当てをしなければならない。地方の自由度を高める観点から見直しを行い、過度の関与、規制、枠付け等を緩和する作業が必要ではないかとの発言を行った。

台風12号による被害に係る
災害復旧に関する緊急要望

去る8月31日から9月6日にかけて襲来した台風12号により、日本各地は猛烈な雨に見舞われた。特に紀伊半島では、降り始めからの総雨量が1,800㎜を超える記録的大雨となり、河川の氾濫、大規模な土砂崩れ等が発生し、多くの死者・行方不明者が出ている。また、家屋の倒壊・流出、ライフラインの断絶、農林地の崩壊、集落機能の喪失等住民生活や地域産業に甚大な被害をもたらした。

被災町村は、救助活動や復旧作業に総力をあげて取り組んでいるが、鉄道、道路の寸断、電話等通信網の途絶が大きな障害となっている。また、災害復旧に係る地方負担の増高に伴う町村財政の圧迫が懸念される。

よって国は、下記事項を早急に実現するよう強く要請する。

記

1. 行方不明者の捜索・救助、孤立者の支援に全力を尽くすこと。
2. 土砂ダムの決壊防止等、二次災害や再度災害に備えた対策を早

急に講ずること。

3. 上下水道・電気・ガス等のライフライン、道路・橋梁・鉄道等の社会基盤、電話等の各種通信施設の全面復旧を早急に行うこと。

4. 激甚災害として早期に指定すること。

5. 復旧・復興に要する経費について、予備費支出や第3次補正予算で積極的に対応すること。

6. 特別交付税による十分な措置を講じるとともに、「大規模災害等の発生時における特例交付」を行うこと。

7. 被害を受けた中小企業や農林水産業に対する特別の支援措置を講ずること。

8. いかなる災害時においても途絶しない、耐災害性の高い情報通信システムを構築すること。

9. 孤立可能性のある集落に衛星携帯電話等を緊急に整備すること。

10. 地域の実情を踏まえた集落再生への取り組みを強力に支援すること。

平成23年 9月15日

全国町村会長

藤原 忠彦

政策解説

施設「基準」は条例に委任、寄附禁止規定も廃止

— 第2次一括法が成立 —

第2次一括法（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備法）が8月26日の参院本会議で可決、成立した。都道府県から基礎自治体への権限移譲（47法律）と義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大（160法律）など膨大な内容となっている。具体的には「未熟児の訪問指導」が全市町村に移譲されるほか、公園等のバリアフリー化「構造基準」が条例に委任され、山村振興計画の策定義務が廃止される。一方、地方側が慎重な対応を要請していた地方債協議制度の見直しや自治体の国等への寄附禁止規定の廃止も盛り込まれた。地域の自主性・自立性強化が狙いだが、各自治体が今回の法改正内容をどこまで活用するか地域主権改革の試金石ともなりそう

都道府県からの権限移譲は「都市」が中心

今回の改正法は、前自公政権下の地方分権改革推進委員会（丹羽宇一郎委員長）がまとめた第1次～第3次勧告を法制化したもの。

基礎自治体への権限移譲は、第1次勧告が「補完性・近接性」の原理と、各都道府県が進めている「条例による事務処理特例」の実態も踏まえ、市町村への法令による権限移譲（64法律・359事務権限）を勧告した。なお、市町村合併の進展から市に優先的に移譲を勧告したのが特徴だ。

このため、第2次一括法では「旅館の衛生措置基準の設定等」「薬局の開設許可等」は都道府県から保健所設置市へ、「家庭用品販売業者への立入検査等」「商店街整備計画の認定等」は都道府県から市へそれぞれ移譲。また、都市計画関係では「区域区分・都市再開発方針等」は指定都市へ、「都市計画施設区域内外等の建築の許可等」は市までの移譲を盛り込んだ。そして、町村も含む「市町村」への移譲は、「町・字の区域の新設等の告示」（地方自治法）、「身体障害者相談員への委託による相談対応・援助（身体障害者福祉法）」「知的障害者相談員への委託による相談

対応・援助（知的障害者福祉法）、「農地等の権利移動の許可等（農地法）」、「緑地保全地域」（都市計画法）、「市街地開発事業」（同）にとどまった。

施設等の「基準」は国から自治体の「基準」へ

「義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大」は、「完全自治体」としての『地方政府』確立には立法権の分権が不可欠」（第2次勧告）との観点から、約1万条項（自治事務）ある義務付け・枠付けのうち「見直しを行うべきもの」を4,076条項選定。うち、①施設・公物設置管理の基準②協議・同意・許認可③計画等の策定手続き―を対象に889条項の見直しを勧告した。これを受けて、第2次一括法では、160法律・461条項について具体的な見直しを盛り込んだ。なお、第1次一括法（11年4月28日成立）では41法律が見直されているほか、政府は残る勧告事項についても引き続き見直し作業を進め、第3次一括法に見直し案を盛り込む。

第2次一括法に盛り込まれた見直し事項のうち、「施設・公物設置管理の基準」の見直しは、国が定めていた「基準」を自治体の条例に委任、「国の基準」は基本的に「参酌すべ

政 策

き基準」など「条例制定基準」に変わる。地方の独自性の発揮が狙いだが、国の関与の必要度などから、「条例制定基準」には、「参酌すべき基準」

(国の基準を十分参照すれば自治体が異なる内容を定めることを許容)、「標準」(合理的理由のある範囲で自治体が異なる内容を定めることを許容)のほか、「従うべき基準」(自治体が異なる内容を定めることを許さない)も設けられている。

具休例をみると、軽費老人ホーム・保護施設の「職員の資格及び数」(栄養士等の配置基準等)と「居室面積等」(都市型軽費老人ホームは1人あたり7・43㎡)などは「従うべき基準」とされた。一方、同ホーム・施設の「利用者数」や公共職業能力開発施設の「職業訓練の訓練生の数」は「標準」とされた。また、図書館協議会・博物館協議会の「委員の任命等の基準」、水道の「技術管理者の資格基準」、下水道の「構造の技術上の基準」、一般廃棄物処理施設の「技術管理者の資格基準」、指定猟法禁止区域・休猟区の標識の「寸法に係る基準」、公園等のバリアフリー化の「構造基準」などは「参酌すべき基準」とされ条例制定基準を設けない。さらに、公営住宅の「計

画的な整備に関する基準」や公立高校の「収容定員の下限の基準」は、基準の規定自体を廃止する。

「協議、同意、許認可、承認」の見直しでは、都市再開発法の特定建築者の公募決定の大臣(知事)承認や防災街区整備事業による施設建築物等の管理規定の大臣(知事)同意協議などは廃止。また、水害予防組合の会計事務を掌る者を定める場合の知事認可は「事後届出」へ、景観協定の認可の知事同意協議や湖沼水質保全計画の大臣同意協議はそれぞれ「協議」に見直しされる。このほか、酪農・肉用牛生産近代化計画の大臣協議は一部を廃止、温泉の工業利用を目的とする土地掘削許可の経済産業局長協議は廃止する。

「計画等の策定・その手続き」の見直しでは、山村振興計画やグリーンツーリズム基本方針は「策定義務」を「できる」規定に緩和するほか、地域再生計画の内容の義務付けの一部を「廃止・例示化」、エコツーリズム推進全体構想の公表事務は「努力義務化」する。

このほか、地方債協議制度の見直しや地方から国等への寄附禁止規定を廃止する。うち、地方債協議制度の見直しは、実質公債費比率が一定

数値未滿で発行予定額が一定額を超えない自治体は民間資金の発行等を協議不要とし原則「事前届出」とする。寄附禁止規定は、これまで国や

独立行政法人、国立大学法人などに對する寄附の原則禁止の規定を廃止し、自治体の自主的な判断に委ねる。

今後は各自治体の自主判断と説明責任に

第2次一括法は、新たな事務権限に伴う職員・財源の確保に不安の声も聞かれるが、総務省は、権限移譲に伴い地方交付税の基準財政需要額が増額措置されることを強調する。法令による権限移譲のため拒否できないが、町村の「実力」実証のためにも適切な対応が求められる。

義務付け・枠付け見直しも、「義務付け・枠付けの廃止・縮小と条例制定権を拡大」(全国町村長大会・10年12月)など、地方六団体が要望していたのだが、法成立により新たな「責任」が地方に移る。「基準の条例委任」は国が決めていた「基準」を条例による「基準」に代えるもの。第2次一括法で「市町村は、公民館運営審議会の委員委嘱基準について、文部科学省令で定める基準を参酌して条例で定める」などとし

れているように、各自治体は同改正法が施行される12年4月1日までに新たな「基準」を条例で定める必要がある。そのための各政省令は秋以降となるため、各自治体は2月議会でも多くの条例化を迫られる。第1次一括法には「児童福祉施設の基準」「公営住宅の整備・収入基準」「道路構造の技術的基準」などが盛り込まれたが、第2次一括法の内容はそれより「困難度」は多くないといわれるが、相当の作業量が求められそうだ。

また、「基準の条例委任」は自治体の自主性・自由度拡大が狙いだが、一方で、同見直しについては「児童福祉法等に基づき国が定めている保育所、児童養護施設等の最低基準、公営住宅法に基づく整備・入居基準など重要な国の最低基準を廃止するだけでなく、基準を引き下げ、地方自治体任せ、民間任せにすることだ」(自由法曹団)との批判もある。「自治体任せ」の表現はともかく、法施行後は、例え政省令で示された「条例制定基準」をそっくりコピーしたとしても、「基準」は各自治体が自らの判断と責任で定めた条例による「基準」となる。

一方、地方債協議制度の見直しと

政 策

寄附禁止規定の廃止は、勧告にもなく、さらに地方六団体がそろって慎重な対応を求めているが、「総務省の関与・義務付けの見直し姿勢が弱い。まず隗より始めよ」との片山善博前総務相の意向で一括法に盛り込まれたもの。

地方債協議制度の見直しに関連して、総務省は、地方財政計画や地方債計画を通じた財源保障・地方債資金の確保は現行制度を維持するとともに、公的資金についても現行制度を維持し小規模団体や財政基盤が脆弱な団体の資金調達に配慮する。逆に、自治体の事務負担は相当軽減されると強調する。

また、国への寄附禁止は、昭和20～30年代に地方財政危機の要因となっていた国への自発的（半強制）な寄附を法律で禁止したもののだが、今回、同規定を廃止し「法律による原則禁止から自治体の自主的な判断に委ねる」ことにした。総務省は、地方側の懸念に配慮、法が施行される今年11月末までに、国は①自治体が寄附を断った場合の不利益な取扱い・示唆をしない②自治体の自発的な寄附の意志に影響を及ぼさないなどを内容とする閣議決定をし関係府省を牽制するとともに、総務省内

に「相談窓口」を設けて不当事例などについて自治体からの相談に応じることになっている。

とはいえ、「寄附禁止規定の廃止」により昭和20年代のような「国の半強制的な寄附」はないとしても、自治体側からの国の施設誘致や有利な取り計らいのための土地提供など「誘致合戦」の加熱を助長する可能性は否定できない。このため、衆院総務委員会では①地方債協議制度見直しでは、財政基盤が脆弱な市町村には公的資金の確保と適切な配分に最大限配慮②寄附禁止見直しでは、国が地方の寄附を前提とする施策展開や市町村間の競争をいたすらにあることがないよう各府省の遵守を監視する担保措置を講じるなどを求める附帯決議を採択している。

その衆院総務委員会（8月9日）で、片山前総務相が今回の改正法について「住生活に関する政策体系は住民のため。説明責任を果たす相手は誰か、誰が主体的に物事を決めていくかという一つのパラダイム転換だ」と述べた。自治体の「自主性・自由度」拡大を目的とする第2次一括法に向けた各自治体の今後の対応が注目される。

（自治日報記者 井田正夫）

町村専用ページ「町村.com」をご覧ください

● <http://www.zck.or.jp/choson/> ●

全国町村会では、全国の町村との連携を密にし、町村長と町村職員のみなさんの情報収集の利便性を向上させるため、町村専用ページ「町村.com」を開設しています。

「町村.com」では、全国町村会の活動状況や中央省庁などの政策情報を随時ご提供しているほか、全国の町村の先進的な取り組み事例をはじめ、各種統計資料など様々なデータも公表しています。

私どもは、「町村.com」が町村関係者にとって真に役立つホームページとなることを目指し、これからも充実をはかっていきたいと考えていますので、ご覧になったご感想・ご意見を、下記のメールアドレスにお寄せください。

kouhou@zck.or.jp

・「町村.com」は、町村関係者の方だけがご利用いただける専用ページです。
ご覧になる際は、所定のパスワードが必要になります。

・ユーザー名とパスワードは、各町村にお知らせ済み（平成18年9月27日付）ですが、お問い合わせは、全国町村会広報部までメール(kouhou@zck.or.jp)でお願いいたします。



町村週報主要索引

（平成23年4月～平成23年9月）
2755号～2774号

〈論 説〉

日本の原風景としての棚田とその現状と保全の取組み
NPO法人棚田ネットワーク代表・早稻田大学名誉教授 中島峰広 2755 (4)

〈活 動〉

民主党・総務部門会議に藤原会長、佐々木理事（宮城県町村会長）が出席―東日本大震災の復旧・復興に関して意見陳述
2755 (2)

藤原会長、佐々木理事が宮城県官理町、山元町を訪問―東日本大震災における被災町村の状況を確認― 2755 (3)

藤原会長・稲葉理事（岩手県町村会長）が岩手県大槌町・山田町を訪問―達増・岩手県知事に面会・要請活動も併せて行う― 2757 (2)

藤原会長、浅和監事（福島県町村会長）が福島県富岡町長、川内村長、新地町長、飯館村長を訪問―佐藤・福島県知事とも面談を行う― 2758 (2)

東日本大震災に関する緊急要請―東日本大震災の復旧・復興と原子力災害対策について緊急要請― 全国町村会 2759 (2)

「子ども手当」に関する厚生労働大臣・地方3団体意見交換会―渡邊常任理事（新潟県町村会長）が意見陳述― 全国町村会 2762 (2)

「国と地方の協議の場」に藤原会長が出席―「社会保障と税の一体改革」に地方

の意見を反映させるよう発言― 2763 (2)

社会保障・税一体改革に関する意見交換会に渡邊常任理事（新潟県町村会長）が出席―民主党調査会でも意見陳述― 2763 (3)

「社会保障と税の一体改革に係る総務大臣と地方6団体の調整」に藤原会長が出席― 2764 (2)

「地域自主戦略交付金に関する地方ヒアリング」で汐見副会長が意見陳述 2764 (2)

会長に藤原氏（長野県町村会長 川上村長）を再選 2766 (2)

東日本大震災からの復旧・復興及び平成24年度政府予算編成で要請活動 2766 (3)

自民党「第2次一括法案に対するヒアリング」に稲葉財政部会長が出席 2766 (5)

理事会で副会長・監事を選任 2769 (2)

民主党・地域主権調査会総会に渡邊常任理事が出席 2769 (3)

「国と地方の協議の場」に藤原会長が出席―子ども手当の見直しについて協議― 2770 (2)

第30次地方制度調査会が発足―本会からは藤原会長が委員として参画― 2771 (2)

藤村官房長官、川端総務大臣を訪問―本会からは藤原会長、稲葉副会長が各々出席― 地方6団体 2773 (2)

〈政 策〉

歳入・歳出ともに2年連続で増加―財政構造の硬直化は一段と進む―平成23年版地方財政の状況（平成21年度決算） 2755 (8)

国家公務員制度改革により、協約締結権を付与―地方公務員の労働基本権についても検討を進める方向― 2756 (2)

地方公共団体における行政評価の取組状況―導入団体は着実に増加。評価指標の設定が今後の課題― 2757 (3)

過疎地域の集落についての調査まとまる―2、796集落に消滅の恐れ―目配りのきいたソフト面の対策が求められる― 2758 (3)

総額4兆円規模の1次補正予算が成立―東日本大震災からの早期復旧・復興を目指す― 2759 (6)

通信衛星時代の新技術「ヘリサット」導入へ―離島や山間部など、へき地で力を発揮― 2760 (2)

大災害からの早期復旧・復興を目指し、財政援助法等が成立―地方交付税総額は17兆4、934億円へ― 2761 (2)

「地域活性化」や「買い物弱者」対策等に重点―「過疎対策におけるソフト事業に関する調査報告書」（総務省）等が公表― 2762 (3)

平成23年度を「森林・林業再生元年」に―平成23年版森林・林業白書― 2764 (3)

50年目の「農業白書」―震災対策と新規

就農の促進が課題―平成23年版農業白書が閣議決定― 2765 (2)

2010年代半ばに消費税率（国・地方）を10%まで段階引き上げ―政府・与党が「社会保障・税一体改革成案」を決定― 2767 (2)

社会保障・税番号大綱について 内閣官房社会保障改革担当室主査 佐々木大 2768 (2)

本格的な高齢社会が到来―5人に1人が高齢者―平成23年版高齢社会白書― 2769 (4)

目指すべき社会の実現に向けた子ども・子育て支援策―所得、就労形態等の改善・支援が重要課題に―平成23年版「子ども・子育て白書」 2770 (3)

平成23年度「普通交付税大綱」が決定―総額は前年比3・4%増、不交付団体は4番目の低さ― 2771 (3)

町村部人口は16年連続で減少―総人口1億2、623万625人。2年連続で減少―総務省 2772 (2)

来年度から新たな「子ども現金給付」を制度化へ―「子ども手当支給特措法」が成立― 2773 (4)

震災復興、地域振興には観光産業が重要―平成22年度観光白書― 2773 (7)

施設「基準」は条例に委任、寄附禁止規定も廃止―第2次一括法が成立― 2774 (4)

〈随 想〉

「本質の思慮」 秋田県美郷町長 松田知己 2755 (11)

若桜林業の再生と鹿の捕獲作戦 鳥取県若桜町長 小林昌司 2756 (11)

人口減少社会における町村経営

情 報

福井県高浜町長	野瀬 豊	2757	(11)
「幸せ指数日本一の村」を目指して	沖縄県北中城村長		
	新垣邦男	2758	(12)
「みんな」が主役。すべての「ちから」を集結する協働参画を目指して	大阪府熊取町長		
	中西 誠	2759	(11)
「明るく住み良い村づくり」	群馬県南牧村長		
	市川宣夫	2760	(11)
「勇気 与えし者」	愛知県阿久比町長		
	竹内啓二	2761	(12)
健康づくりと「宝の山」	新潟県田上町長		
	佐藤邦義	2762	(12)
昭和を思い温故知新	山口県田布施町長		
	長信正治	2763	(11)
朝一番「おはようございます。」	長野県長和町長		
	羽田健一郎	2764	(15)
重なる復興への想い	京都府久御山町長		
	坂本信夫	2765	(11)
私の政治手法と町づくりへの思い	広島県府中町長		
	和多利義之	2767	(11)
過疎化が進む山間地域における町づくり	和歌山県紀美野町長		
	寺本光嘉	2768	(15)
史実に忠実に、地域おこしの核・富岡城	熊本県苓北町長		
	田嶋章二	2769	(15)
住民目線に立った行政運営	静岡県町村会長	長泉町長	
	遠藤日出夫	2770	(12)

出会い	鹿児島県大崎町長	東 靖弘	2771	(11)	
役場庁舎村内移転と中心地整備	青森県町村会長	東通村長	越善靖夫	2772	(11)
2011年11月11日市制施行「いつまでもありつづきたい「里まち」野々市	石川県野々市町長	栗 貴章	2773	(11)	
自治の原点から、自治の発展へ	北海道奈井江町長	北 良治	2774	(11)	
〈フォーラム〉					
思いやりと活力に満ちたふるさと創生	秋田県五城目町	2756	(4)		
人にやさしい 人がやさしい 元気な町をめざして	奈良県広陵町	2757	(6)		
賑わいの創出・観光交流人口100万人を目指して・瀬戸内のハワイ周防大島町へ都会の子供たちの修学旅行	山口県周防大島町	2758	(6)		
小さな村だからこそ出来ることがある	伝統技術・地場特産物・ICT・環境保全・教育の5本柱で地域づくり	和歌山県北山村	2760	(4)	
過疎だからこそできる！町民が主体のまちづくり「素敵な過疎の町」への挑戦	北海道厚沢部町	2761	(5)		
島への移住支援に求められること・サポセンの取組	鹿児島県南種子町	種子島U・ターニン	2762	(6)	
食材王国しらいし 誇りある故郷づくり	北海道白老町	2764	(7)		
この森に学びこの森に遊びてあめつちの心になつてくむ・地域資源を活かしたまち					

「つくりで個性を磨く」	愛媛県松野町	2765	(5)
人 自然 歴史が調和した活力あふれるまちづくりー住民満足度の向上へー	千葉県酒々井町	2767	(5)
「木」をキーワードに、都市と農村の交流で町の活性化をー植えて育てる林業から、伐採し、活用し、植える林業へー	埼玉県ときがわ町	2768	(5)
地域資源と人の絆を活かした地域づくり	鹿児島県錦江町	2769	(7)
「人と自然 やすらぎと活力のある村づくり」ーさわやかな高原の村ーつまごいの明るい未来をめざしてー	群馬県嬬恋村	2770	(7)
「黄福定食」から「黄福」なまちづくりへ MISAKI YELLOW HAPPY PROJECT	岡山県美咲町	2772	(6)
町村Nav i	2755、2756、2757、2758、2759、2760、2761、2762、2763、2764、2765、2767、2768、2769、2770、2771、2772、2773、2774		
新任都道府県町村会長の略歴	2761 (11)、2763 (8)、2764 (13)、2765 (10)、2766 (5)、2769 (14)、2771 (8)、2772 (10)		
概要報告	2768 (12)		
平成二十二年度町村職員生協共済事業の概要報告	2769 (12)		



何かと面倒な相続手続き、
お手伝いいたします。

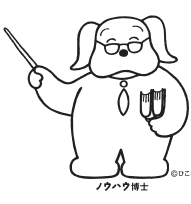
遺産整理業務

【わかち愛】

※遺産整理業務には所定の手数料がかかります。※遺産整理手続き完了時(例)遺産額2億円の場合、遺産整理業務手数料2,887,500円(消費税込み)。(平成17年10月1日現在)

 **三菱UFJ信託銀行**

お問い合わせは ☎ **0120-349-250** ご利用時間／平日・土・日 9:00～17:00 (祝日等を除く)
(回線がつながりませんでしたら ㊟ を押してください。)



私たちは資産を守る
パートナーです。

金融資産の運用から、相続対策、遺言、不動産等まで、私たちは、お客様の「パートナー」として、世代を超えて、お付き合いさせていただいております。
まずは、お気軽にご相談ください。
皆さまの来店を、心よりお待ちしております。

●資料のご請求は店頭窓口またはホームページまで。

住友信託銀行

資産の話をしませんか。
信託世代の。
住友信託銀行

健康に生き抜く方法

夏の疲れを癒やすお薦めアロマ

アロマ空間デザイナー 佐藤美紀

アロマテラピーは自然療法の一つ

秋の気配が濃くなり、涼しい日が増えると、夏の疲れが出てくる季節。特にこの夏は震災や節電のストレスで、例年になく疲れを感じている方もいらっしゃるでしょう。

そんな夏の疲れをアロマの香りで癒やしてみませんか。最近ではさまざまな店舗で取り扱われ、多種多様なアロマが手に入りやすくなりました。

そもそもアロマテラピーとは、自然の植物が生み出す芳香（香り）成分を利用して、心身の健康に働きかけるAroma（芳香）+Therapy（療法）という自然療法の一つで、古代から宗教儀式や薬として用いられてきました。森林の中で気分がすっきりフレッシュする、カモミールティーを飲んで落ち着く、冬に柚子湯で温まる、檜のお風呂でリラックスするなどもアロマテラピーです。

その中でも、植物の芳香成分を抽

出したエッセンシャルオイル（精油）を使い、体をマッサージしたり、お風呂に入れたり、スキンケアに活用したり、匂いを嗅いだりすることで、さらに香りの作用を取り入れることができます。

植物は自ら移動することができないので、香りを使って菌から身を守ったり、受粉のために虫を呼び寄せたり、反対に虫を寄せつけないようにもしています。その香りだけを抽出した精油は、私たち人間にさまざまな効果をもたらしてくれます。アロマテラピーが心と体の両方に効き目があるといわれるのは、精油の芳香分子が鼻から嗅細胞に入り、電気信号となって脳に直接伝わるからです。

精油のいちばん簡単な使い方は、香りを漂わせて芳香を楽しむ「芳香浴」でしょう。よく、「アロマポットなどの専門器具がないと使えませんか？」という質問がありますが、そんなことはまったくありません。ティッシュやコットンに精油を数滴垂らして置いておくだけでも十分に

楽しめます。

初秋にお薦めの香り

ホツと一息つきたい季節、日本人がいちばん落ち着くのは、樹木の香りでしょう。その香りの成分は、森林浴の効果の元といわれるフィトンチッドの本体で、αピネンという芳香成分を含んでおり、まさに森林浴を体感できる精油です。

【精油例】

ヒノキ、ローズウッド、シダーウッド、パイン、サイプレス、ヒバなど。

これらに、複数の精油をブレンドしてみましよう。調味料でも、塩だけより塩コショウ、さらにスパイスが加わると味わい深くなるように、複数の香りの組み合わせで相乗効果が生まれることが学会でも発表されています。樹木の精油に、気になる症状に合わせた次の精油を加えてみてください。

夏の疲れ症状別、お薦め精油

●ぐっすりしたい気分を回復したい

オレンジ、ベルガモット、ローズマリーなど。気持ちを元気にしてくれま

●ボーっとした頭をスッキリさせたい

ペパーミント、ローズマリー、レ

モンなど。脳の血流をよくしてくれま

●優雅にくつろぎたい

ラベンダー、カモミール、ゼラニウムなど。優しい華やかさで癒やしてくれま

●疲れた胃を回復したい

オレンジ、ベルガモット、レモングラスなど。消化を促進し、胃を健康にしてくれま

●夏太りを解消したい

グレープフルーツ、ベルガモット、ジュニパーなど。食欲を抑えてくれま

●ぐっすり眠りたい

ラベンダー、マジヨラム、マンダリンなど。気持ちを落ち着け、安眠を促してくれま

お薦めの香りを紹介しましたが、何よりも自分が「いい匂い」と感じる香りがいちばんリラックスします。よい香りがした時、自然と深呼吸をしてしまうように、深く息を吸うだけでも体には十分なリラックス効果です。ぜひ好きな香りで、夏の疲れを癒やしてください。

※精油を購入する際は、「100%天然」のもの、原料植物の学名、抽出部位、抽出方法、原産地、採取年月（または消費期限）の記載されているものを選びましょう。合成香料や、ボリオイルフレグランスオイルと間違えないように気をつけてください。商品に記載されている注意事項をよく読んで正しく使用してください。

随 想

随 想

自治の原点から、
自治の発展へ

北海道奈井江町長 北 良 治



□震災に思う

ひとつの自治体をあずかる首長として、未曾有の震災と原発事故に直面し、その困難の中で奮闘している自治体の皆さんの苦労、そして被災地の日も早い復興を思わずにはいられない。しかし、その復興が遅々として進んでいないように見受けられる状況に対して、政権与党、政治家は一体何をやっているのだという歯がゆさで一杯だ。私ですらそうなのだから、被災地の住民の国に対する不信任は一層のことだろう。

復興には、被災地の住民の立場になって、住民と共に地域を創り上げていこうという姿勢が不可欠だ。この姿勢がなければ、課題の解決は図れない。

□自治の原点とは

平成15年、奈井江町では市町村合併問題に関する住民投票を行った。この投票には、小学校5年生から高

校3年生が、結果を参考にする「子ども投票」として参加した。これは

全国初の取組として大きな注目を集めたが、重要だったのは、マスコミが飛びついた「小学生も投票」というその一見した派手さではない。子ども投票の背景には、地道に子どもとも情報を共有し、議論して進めてきたまちづくりの取組があったのだ。

「情報を共有し、住民とともに考える」。これは、私が町政運営において最も重要としてきた原則であり、合併問題においても徹底した。町独自の情報誌の発行は8回を数え、町民や各種団体との懇談会は、平成15年度では4月から（投票のあった月の）10月までで30回近くに及んだ。住民との情報の共有に加えて、子どもたちが投票に参加することにより、家庭で町の将来について話し合う機会が生まれるなど、大人たちへの高い関心へと結びついたのだ。

住民投票は大人も子どもも75%以

上という投票率の結果、当面は自律」という選択になったが、この「住民が自ら町の進路の決定に参画した」ことは、その後の「自律」に向けた行財政改革における、町民の多大な協力姿勢に繋がった。合併問題における情報共有と住民投票を経て、住民が主体的に町の将来を考え、行動するという、自治のひとつの形が確立しつつある。

このように、自治は住民参加があって成り立つものであり、住民参加の原点は、徹底した情報の共有だ。今、この困難な時代であるからこそ、自治の原点に立ち戻る必要があるのではないか。

□自治の発展には

↳重層的な広域連携

震災に加え、この原稿を書いている8月には、アメリカ国債の格下げから、円高、株安へと世界的な経済不安が広がっている。経済においてアメリカの力強さが失われつつある印象が一層、際立ってきている。

経済社会の混迷は、私たち自治体にも少なからず影響を与える。そのような時代を乗り切っていくためには、国と自治体の役割を明確にし、地方分権をもっと進めなければならぬ。この困難と厳しさが伴う時代に、国と自治体はもっと話し合い、

国においては、地域の実情を正確に把握し、必要な財源を確保して、自治体でできることをもっと自治体に行わせるべきだ。

自治体にあつては、住民本位の行政を進めなければならないが、私たち自治体は、1町（村）繁栄という考え方を捨てなければならない。地域全体で、どのように連携して発展・繁栄していくか、広い視野が必要だ。

権限・財源の移譲を進めようとするとき、1自治体を受ける、または、1自治体を中心として（周辺の市町村は付随的に）受ける、というのは、偏りがある。医療はA市、農業はB町、文化芸術はC村というように、それぞれが持っている伝統や資源の特徴を生かして地域全体で権限・財源の移譲を受け、それぞれの地域が役割を果たすという、いわば重層的な広域連携による地域づくりで、地域全体の発展を進めるべきだ。

情報共有と住民参加を基本にした住民自治。そして、重層的な広域連携。この困難で厳しい時代を乗り切るには、自治の原点を踏み固め、自治体間の連携で発展させていく。この2つの視点を私たち町村が共有して、自治を発展・確立させていくのではないか。

TIME of RELAXING

「ゆとり」と「やすらぎ」のひとつとき

静かさと心地よさに配慮し、室内インテリア全体を落ち着いた雰囲気にとまとめ、ゆったりとしたやすらぎのひとつときをお届けいたします。

<http://www.zck.or.jp/kaikan/index.html>



土・日・祝日は リーズナブルに

土・日・祝日のご宿泊は、
平日料金の **20%OFF**

金曜日のご宿泊は、
平日料金の **15%OFF**

和室もございますのでお問い合わせ下さい。
禁煙ルームをご用意しております。



シングル 119 室
平日料金 9,817 円より

SINGLE
ROOM

金曜日料金
15% OFF
8,344 円より

土・日・祝日料金
20% OFF
7,854 円より

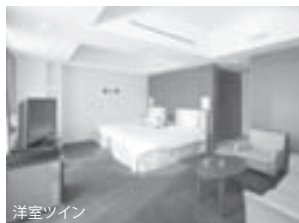


ダブル 12 室
平日料金 13,282 円
(2 名利用) ※1 名利用の場合 11,072 円

DOUBLE
ROOM

金曜日料金
15% OFF
11,289 円
※1 名利用の場合 9,326 円

土・日・祝日料金
20% OFF
10,626 円
※1 名利用の場合 8,778 円



ツイン 17 室
平日料金 18,480 円より
(2 名利用)

TWIN
ROOM

金曜日料金
15% OFF
15,708 円より

土・日・祝日料金
20% OFF
14,784 円より

会議室・宴会場

2 階には広さと設備が多彩な、大小 4 つのホール、会議室。高い機能性を持ち、さまざまな演出が可能です。会議・研修、パーティーなどに幅広くご利用いただけます。

カジュアルレストラン「ベルラン」

ランチタイム 11:00 ~ 14:00
ティータイム 14:00 ~ 17:00
ディナータイム 17:00 ~ 22:00
(21:30 ラストオーダー)

和食処「さいかち」

ランチタイム 11:30 ~ 14:30
(14:00 ラストオーダー)
ディナータイム 17:00 ~ 22:00
(21:30 ラストオーダー)



全国町村会館

市町村職員共済組合等の宿泊助成券がご利用いただけます。

お電話でのご予約・お問い合わせは

TEL 03(3581)0471

FAX 03(3581)0220

〒100-0014 東京都千代田区永田町 1 丁目 11 番 35 号

ご宿泊の予約が、全国町村会館の WEB からお申し込みいただけます。

<http://www.zck.or.jp/kaikan/index.html>

全国町村会館へのアクセスガイド

- 有楽町線・半蔵門線・南北線「永田町」3 番出口徒歩 1 分
- 丸の内線・銀座線「赤坂見附駅」徒歩 5 分
- タクシー東京駅から約 20 分

